

令和7年5月14日

日田市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条における令和7年度実施方針及び第5条第1項における実施計画を次のとおり定める。

令和7年度実施方針及び実施計画

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

本年度の一般監査は、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」を基準とし、また、前年度の監査結果等を踏まえ、一般監査を重点的かつ効率的に実施するため、その重点事項を掲げた実施方針を次のとおり定める。

- ① 評議員等の選任手続が、定款の定めに従い行われているか。
- ② 評議員会・理事会で必要な決議がされているか。
- ③ 社会福祉法の改正に伴う規定等が適正に整備されているか。
- ④ 適正な会計処理が行われているか。
- ⑤ 文書が適正に整理、保存されているか。
- ⑥ 前回の指導事項の改善状況の確認

2 実施計画

本年度の一般監査を行うに当たっての実施計画を次のとおり定める。

	法 人 名 称	実施通知日	実施日
1	社会福祉法人 大喜福社会	令和7年 7月 8日	令和7年 8月 27日
2	社会福祉法人 平成会	令和7年 7月 29日	令和7年 9月 17日
3	社会福祉法人 ぴいたあパンの家	令和7年 8月 18日	令和7年 10月 8日
4	社会福祉法人 グループ・ラム	令和7年 9月 9日	令和7年 10月 29日
5	社会福祉法人 若宮福社会	令和7年 9月 30日	令和7年 11月 19日
6	社会福祉法人 地の塩会	令和7年 10月 21日	令和7年 12月 10日
7	社会福祉法人 捧華福社会	令和7年 11月 17日	令和8年 1月 14日
8	社会福祉法人 龍馬の森	令和7年 12月 1日	令和8年 1月 28日

※上記の日程については、自然災害等のやむを得ない事情により変更する可能性があります。